

和泉市立いぶき野小学校いじめ防止基本方針

和泉市立いぶき野小学校

令和 6年 5月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「和泉市いじめ防止基本方針」（平成29年2月 和泉市教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「和泉市立いぶき野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である。

いじめ防止の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめ」がいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ☐ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ☐ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ防止等対策委員会」
- (2) 構成員 校長 教頭 首席 生活指導担当教諭 養護教諭 支援コーディネーター

〔その他状況に応じて 各学年主任 関係学年担任 専科等
必要に応じて スクールカウンセラー(SC) SSW SL 警察等関係機関〕

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針策定
- イ いじめ未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画

本基本方針に沿って以下の通り実施する

	学年・学級	学校全体
4月	・学級・学年開き ・仲間づくり ・いいところ見つけ ・キャリアパスポート ・交換授業開始(全学年) ・教科担任制開始 (56年:理科・社会) ・学級懇談会 ・SC・SSWとの教育相談	・学年会議(毎月) ・平和学習の充実 ・終礼
5月	・家庭訪問 ・SCとの教育相談	・キャリア教育の充実 (キャリアパスポート:学期はじめ・終わり・各学年)
6月	・たてわり活動開始 ・たてわり掃除(通年) ・生活アンケート① ・社会性測定用尺度アンケート(456年) ・支援・通級児童報告会 ・SC・SSWとの教育相談	・非行防止教室(5・6年) ・情報モラル教育 ・各委員会の活動
7月	・個人懇談会 ・平和週間 ・キャリアパスポート ・SC・SSWとの教育相談 ・生指連絡会	・スクリーニング
9月	・キャリアパスポート ・運動会(練習) ・SC・SSWとの教育相談	・人権研修
10月	・生活アンケート② ・SC・SSWとの教育相談	・生活指導研修 ・非行防止教室(5・6年)
11月	・生指連絡会② ・社会性測定用尺度(456年)	・障害理解教育

	・SC・SSW との教育相談
12月	・人権週間 ・キャリアパスポート ・SC との教育相談 ・いぶき野ハッピーフェスティバル
1月	・キャリアパスポート ・SC との教育相談
2月	・生活アンケート ・社会性測定用尺度(456年) ・国際理解週間 ・SC との教育相談
3月	・生指連絡会③ ・キャリアパスポート ・SC との教育相談

(5) 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等対策委員会は、各学期の終わりに(年3回)検討会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめ問題への対処についての個々のケースの検証、必要に応じ学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

年間を通して時間を取り、各学年・学級より児童の様子について報告し、情報交換を行う。

第2章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が組織的に取り組んでいく。

未然防止の基本は、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに、「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ防止等対策委員会」である。

2 いじめの防止のための措置

(1) 未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感育で、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を通じ、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担し

ていることを認識させる。

○いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な感情を育てる。

- ・道徳の授業を大切にする。

- ・学級活動を通してタイムリーに扱う。

- ・教育活動全般のどの場面においても、同じ視点で扱う。

○児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。

- ・たてわり活動

- ・あいさつ運動（委員会・ボランティア・生活委員）

- ・総合

- ・人権教育

○他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。

- ・生活科・理科の栽培活動を通して生き物を大切にする気持ちを育む。

- ・「いいところ見つけ」等の友だちの良さを認め合う態度を育てる。

○特別活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような、異学年交流や取り組みを年間通じて行う。

- ・たてわり活動

- ・委員会活動

- ・クラブ活動

- ・あいさつ運動

- ・いぶき野ハッピーフェスティバル

第3章 早期発見

Ⅰ 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

Ⅱ いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配っ

たり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けたときの対応遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職

員が連携し、必要に応じて 心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さら に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に 援助を求める。